

建築局が発注する設計業務における共同企業体取扱要綱

制定 令和2年4月10日
建営第2号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、建築局が発注する建設コンサルタント業務のうち設計業務について、横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月条例第9号）の趣旨に基づき、市内中小企業の技術向上が可能であると認められる場合の共同企業体の結成に関する取扱いを定め、もって市内の中小企業者の支援及び受注機会の増大を図ることを目的とする。また、この要綱に定めるほかは横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（以下、「競争入札取扱要綱」）による。

（共同企業体の採用）

第2条 建築局入札資格審査・指名業者選定委員会において、市内中小企業の技術向上が可能であると認められる設計業務を発注する場合で、公募型プロポーザル方式により発注手続きを行うときは、競争入札取扱要綱第67条の規定により準用する同第56条に加え、協同履行方式（当該委託契約を同一の種目又は細目で協同して履行する）による特定共同企業体（以下、「協同履行共同企業体」という。）にも参加を認めるものとする。

（協同履行共同企業体のプロポーザル参加資格）

第3条 協同履行共同企業体のプロポーザル参加資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において、「所在地区分」及び「企業規模」がそれぞれ「市内」及び「中小企業」の登録が認められている者を構成員に含む特定共同企業体であること。
- (2) 構成員の数は、原則として2者であること。
- (3) 構成員の組合せは、競争入札取扱要綱第44条に規定する構成員の資格要件を満たす者による組合せであることとし、いずれの構成員が代表者となるかについては、当該共同企業体の構成員の選定に委ねることとする。

（参加資格の確認申請）

第4条 プロポーザルに参加しようとする共同企業体の代表者は、当該委託契約の公表時に指定する日時までに、共同企業体協定書兼委任状（第1号様式）を提出しなければならない。また、当該共同企業体協定書兼委任状（第1号様式）は、プロポーザルごとに作成し、契約事務受任者に提出するものとする。

（補則）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月15日から施行する。

共同企業体協定書兼委任状

(申請先) 横浜市契約事務受任者

共同企業体名
代表者 所在地
商号
職・氏名

印

件 名

上記業務のプロポーザルに参加するため、プロポーザル参加条件に基づき、特定共同企業体を結成し、貴市との間における下記事項に関する権限を代表者に委任して申請します。

なお、上記業務の契約に当たっては、貴市の指示により共同企業体協定書等の必要書類については再度提出します。

共同企業体 名 称	
共同企業体の 代 表 者 (受 任 者)	<p>所在地 商号 職・氏名</p> <div style="text-align: right;">印</div>
共同企業体事務所 所 在 地	<p><代表構成員> 業者コード:</p> <p>所 在 地 商 号 職・氏名 担当業務</p> <div style="text-align: right;">印</div> <p><その他の構成員> 業者コード:</p> <p>所 在 地 商 号 職・氏名 担当業務</p> <div style="text-align: right;">印</div>
共同企業体の 成立、解散の時期 及び 委 任 期 間	<p>年 月 日から当該業務委託契約履行後、3ヶ月を経過する日まで</p> <p>ただし、当企業体が上記業務の受注業者とならなかつたときは、直ちに解散します。</p>
委 任 事 項	<p>1 見積り合わせに関する件 1 契約締結に関する件 1 契約金、前払金の請求受領に関する件 1 復代理人の選任に関する件</p>